

滋賀県県産材の利用の促進に関する条例案要綱に対して提出された意見とこれらに対する考え方について

1 意見募集の結果

令和4年11月25日（金）から同年12月26日（月）までの間、滋賀県県産材の利用の促進に関する条例案要綱についての意見を募集した結果、3団体・1法人の方から13件の意見が提出されました。

2 提出された意見(13件)

意見者	条等	項目	提出された意見の概要	修正の要否	意見に対する考え方(案)	
1	団体	第5	森林所有者の役割	所有者の境界がはっきりしない山が多く、有効活用ができないため、早急に境界確定ができるようにされたい。	原案のとおり	森林の土地の境界の明確化に対する措置については、琵琶湖森林づくり条例で規定されているため、原案のとおりとします。ただし、境界の明確化は県産材の利用の促進に必要であるため、同条例に基づき必要な措置を講じるよう、県の執行機関に対して要請します。
2	団体	第10	基本計画	5年、10年の計画ではなく、滋賀県として50年、100年先をどうしていくかという長期ビジョンを明確にする必要があるのではないかと。	原案のとおり	御意見を踏まえた基本計画を検討するよう、県の執行機関に対して要請します。
3	団体	第13	県の県産材の利用	公共工事発注時、より多くの県産材を使うために木材調達と工事部分の分離発注の促進が必要ではないかと。	原案のとおり	実施に当たっては、御意見を踏まえ必要に応じ検討するよう、県の執行機関に対して要請します。
4	団体	第15	木質バイオマスの有効利用	発電だけではなく、熱利用の促進も必要ではないかと。	原案のとおり	条例案要綱第15に規定している「木質バイオマスのエネルギー源としての利用の促進」は熱利用の促進も含んでいることから、原案のとおりとします。
5	団体	第18	人材の確保および育成	条例案要綱第18・2の項目については、積極的に協力をさせていただきます。	原案のとおり	—
6	団体	—	—	県産材の利用を促進するためには、建築物における最終消費者である建築主にとって過度な負担とならないことが重要ですが、市場において県産材を選択しうる適切な材料価格の設定に向けて、関係者がそれぞれの立場で取り組む必要があると考えます。この条例案要綱では、こうした点について直接的な記載がありませんが、県産材の利用を促進するための取組方向として盛り込む必要はないでしょうか。	原案のとおり	材料価格は市場において決定されるものであり、県が適切な価格設定を直接的に行うことは難しいと考えますので、原案のとおりとします。ただし、条例案要綱第11から第15までにおいて、必要な供給量を確保するための取組や県の市場に関する調査研究など、適切な材料価格の設定を間接的に支援する項目を設けています。
7	法人	—	—	滋賀県産材とびわ湖材の違いの理解を広める必要がある。	原案のとおり	実施に当たっては、御意見を踏まえ必要に応じ検討するよう、県の執行機関に対して要請します。
8	法人	—	—	滋賀県産材の活用手段としてCLTの利用が考えられ、CLTを使った公共施設も増えてきているが、CLTの特性の理解が不十分に感じられる。	原案のとおり	実施に当たっては、御意見を踏まえ必要に応じ検討するよう、県の執行機関に対して要請します。
9	法人	—	—	木材関係従事者への給与面の援助が必要ではないかと。	原案のとおり	給与面の直接的な援助については難しいと考えますが、条例案要綱第18・1に就業の継続のための支援を規定しているため、原案のとおりとします。
10	法人	—	—	より多く滋賀県産材を活用するのが滋賀県の目的だと思われるが、滋賀県産材の材積や調達期間を把握した計画が必要である。また、全て滋賀県産材の利用ではなく国産材も含めた木材利用から始めていく事が望ましいのではないかと。	原案のとおり	実施に当たっては、御意見を踏まえ必要に応じ検討するよう、県の執行機関に対して要請します。

	意見者	条等	項目	提出された意見の概要	修正の 要否	意見に対する考え方(案)
11	法人	—	—	担い手不足の解決が必要ではないか。	原案の とおり	担い手の確保については、条例案要綱第18に規定しているため、原案のとおりとします。
12	法人	—	—	伐採後の新たな植林政策への援助が必要ではないか。	原案の とおり	伐採後の造林の支援については、条例案要綱第11に規定しているため、原案のとおりとします。
13	法人	—	—	滋賀県産材促進は声をあげるだけでなく、山上が安心して木出しできる環境及び価格を全国平均にする事が必要である。	原案の とおり	実施に当たっては、御意見を踏まえ必要に応じ検討するよう、県の執行機関に対して要請します。